

## 消防機関が行う転院搬送の要請に関する要領

### (目的)

第1 この要領は、消防機関が行う医療機関から他の医療機関へ傷病者を搬送する事案（以下「消防機関が行う転院搬送」という。）の要請基準を定めるとともに、その要請に関する手続を明らかにすることにより、救急車の適正利用の推進に資することを目的とする。

### (転院搬送の要請基準)

第2 消防機関が行う転院搬送は、次の条件を全て満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師の判断により実施するものとする。ただし、早期医療機関収容を目的とした、搬送先選定困難な傷病者の一時受入れを行った場合はこの限りでない。

- 1 緊急に処置が必要であること。
- 2 高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。
- 3 医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段により搬送できないこと。

### (転院先医療機関)

第3 要請元医療機関は、原則として、傷病者の症状に適応した医療を速やかに施しうる都内の最も近い医療機関から、転院する医療機関をあらかじめ確保し、受入れの了解を得ておくものとする。

### (医師の同乗)

第4 消防機関が行う転院搬送は、要請元医療機関がその管理と責任の下で行うため、原則として要請元医療機関の医師が同乗するものとする。

### (転院搬送依頼書の提出)

第5 要請元医療機関は、別記様式（転院搬送依頼書）に必要事項を記入し、救急隊が到着した際に提出するものとする。

### (その他)

第6 要領は、必要な都度、見直しを行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

## 転院搬送依頼書

令和 年 月 日

東京消防庁 殿  
稻城市消防本部

医療機関名 \_\_\_\_\_

下記のとおり転院搬送の要請基準を確認し、当医療機関の管理と責任の下、転院搬送を依頼します。

## ○転院搬送依頼情報欄(要請元医療機関において記入してください。)

1 転院搬送 依頼情報	転院先医療機関名	傷病者氏名	担当医師サイン(自筆で記入してください。)
2 要請基準 の確認 <small>(全てに該当しなければ搬送できません。□に✓チェックしてください。)</small>	<input type="checkbox"/> 緊急に処置が必要であること <input type="checkbox"/> 要請元医療機関での治療が困難であること <input type="checkbox"/> 他の搬送手段が活用できないと判断されること		<b>具体的な転院理由</b> <small>(該当する□に✓チェックし、その他の場合は、その内容を記入してください。)</small> <input type="checkbox"/> 高次医療機関への搬送 <input type="checkbox"/> 緊急手術が必要 <input type="checkbox"/> 緊急の専門処置が必要 <input type="checkbox"/> その他( )
※ 早期医療機関収容を目的とした、搬送先選定困難な傷病者の一時受 入後の転院搬送依頼に該当する場合は、□に✓チェックしてください。		□	□

## ○転院搬送情報欄(下記の情報を救急隊に引き継いでください。)

<b>【要請元医療機関情報】</b>	
同乗者氏名〔	]職種〔
<b>【転院先医療機関情報】</b>	
医師氏名〔	]担当科〔
<b>【傷病者情報】</b>	
傷病者生年月日 T·S·H·R 年 月 日 ( 歳)	
傷病者住所〔	] 電話番号〔
転院元医療機関診断名 〔	主な既往症 〕〔
<b>【医療機関測定のバイタルサイン】( 時 分)</b>	
意識:JCS I II III—( )	血圧: / mm Hg
呼吸数: 回／分(呼吸困難 有・無)	瞳孔: R mm (+・-) L mm (+・-)
S p O <sub>2</sub> : % (O <sub>2</sub> リッフル投与)	体温: °C
脈拍数: 回／分( 整・不整)	その他:( )
<b>【現在実施中の処置・引継内容等】</b>	
〔 〕	

## ○転院先医療機関記入欄

参考: 総務省消防庁「緊急度判定プロトコル Ver. 1.1 救急現場」

- 転院搬送の事後検証に活用しますので、搬送された事案について、該当する□に✓チェックしてください。
- 緊急(すでに生理学的に生命危機に瀕している病態、又は急激な悪化・急変が予測される病態)
  - 準緊急(時間経過が生命予後・機能予後に影響を及ぼす病態)
  - 低緊急(「緊急」、「準緊急」には該当しないが、診察が必要な病態)
  - 非緊急(「緊急」、「準緊急」、「低緊急」には該当せず、医療を必要としない状態)